

文学研究科長 佐藤昭裕 殿

## 要 求 書

2010年10月29日  
京都大学時間雇用職員組合  
ユニオンエクスタシー

去る8月26日、私たちの組合は、組合員2名の復職を求めて文学研究科と団体交渉を行いました。席上、赤松明彦・前研究科長は、当時の整理掛長によるパワハラについて大筋で認め、「このような事実があった以上、早急に調査委員会を設置して調査しなければいけない」「については部局人権委員会に申し立てをしてほしい」とおっしゃいました。

ところが、10月25日の団交で佐藤昭裕・新研究科長は、「調査委員会の設置はするが、当面メンバーの選任は見合わせ、裁判の行方を見てから調査を開始する」「調査の開始については研究科長に一任されている」などと発言し、調査を行うという確約を破棄しました。これは重大な信義違反であると同時に、人権委員会の存在理由をも危うくする問題発言です。

調査を先延ばしするという決定は、文学部の人権委員会が、教授会に「勧告」という形で行われたそうです。先日、人権委員会メンバーである川添信介教授にその内容を確認したところ、「緊急に調査に取り掛からなければならない事案でないと判断した」「最高裁で判決が確定するまで調査を行わない可能性もある」と述べました。

そもそも人権委員会は独立の機関であるはずです。学内の規定では、ハラスメントの申し立てがあった場合、速やかに調査を行い、3か月以内に報告をすることになっています。「裁判で係争中の場合は調査しなくて良い」などとは、どこにも書かれていません。

文学研究科で、人権委員会の規定を空文化するような運用がなされているとすれば、これは大きな問題です。裁判と人権委員会の調査とは、まったく別の問題であるはずです。被害者の申し立てを放置して調査を行わないことは、早急な被害者救済こそを第一の目的とする、人権委員会の存在意義を踏みにじるものではないでしょうか。

### 記

赤松前研究科長との確約を誠実に引き継ぎ、今すぐに調査委員会メンバーを選出して調査を開始して下さい。

以上